

交通事故で利用できる支援制度

制度	内容	申出先
自動車 保険制度	<p><自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)> 自動車の持ち主等が加入を義務づけられている保険で、支払限度額があります。物損被害は対象になりません。 請求は加害者からだけでなく被害にあわれた方からも事故を起こした自動車に契約している保険会社などにできます。</p>	相手の 保険会社
※強制保 険(自賠責 保険)と任 意保険が あります	<p><任意保険> 自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険です。被害にあわれた方などからも請求できます。保険会社等へお問い合わせください。</p>	各自の 保険会社 相手の 保険会社

●自賠責保険（共済）請求 提出書類一覧表●

必要書類		加害者請求			被害者請求						
		死亡	後遺 障害	傷害	死亡	後遺 障害	傷害	仮渡金			
								死亡	傷害		
請求書	保険金(共済金)支払請求書 損害賠償額支払請求書 仮渡金支払請求書	○	○	○							
	交通事故証明書(人身事故)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事故発生状況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	医師の診断書又は死体検案書(死亡診断書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	診療報酬明細書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	通院交通費明細書	○		○	○		○				
	付添看護自認書又は看護料領収書	○		○	○		○				
	休業損害証明書又は確定申告書(控)など	○	○	○	○	○	○				
	加害者の支払いを証する領収書	○	○	○							
	示談書(示談成立の場合)	○	○	○							
	請求者の印鑑証明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	委任状及び委任者の印鑑証明(第三者に委任する場合)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	戸籍謄本	○			○				○		
	後遺障害診断書		○			○					
	レントゲン写真等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※マイナンバー（個人番号）が記載されている場合は、マイナンバー部分を塗りつぶして提出。
 ※加害者請求の期限：被害者や病院などに損害賠償金を支払った翌日から3年以内。
 ※被害者請求の期限：障害の場合は事故が起こった翌日から、死亡の場合は死亡した翌日から、後遺障害の場合は後遺障害の症状が固定した翌日から、それぞれ3年以内。

質問：ひき逃げ被害にあいました。救済制度はないのでしょうか？犯人には損害賠償などを請求したいのですが、どこに相談したらいいですか？



制度	内 容	相談先
政府保障事業 （自動車損害賠償保障事業）	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひき逃げ事故や無保険・盗難車による事故の場合、自賠責保険から救済が受けられないことがあります。このような被害にあわれた方に対し、政府が損害の補償を行う制度です。各損害保険会社などで請求手続を行ってください。 ○ 法定限度額 死亡：3,000万円 後遺障害：75万円～4,000万円 （後遺障害等級により定められている） 傷害：120万円 ※健康保険等による給付がある場合や、被害にあわれた方に重大な過失がある場合等はその額が減額されます。 ○ 請求できる方 被害にあわれた方（死亡、重度後遺障害等で本人が請求できない場合は法定相続人など） ○ 請求できる期間 死亡：死亡日から3年以内 後遺障害：症状固定日から3年以内 傷害：事故発生日から3年以内 	各損害 保険会 社など
損害賠償請求制度	<p>自動車や原動機付自転車を運転する者が、人を死傷させた時は賠償する責任があります。この請求手続は刑事手続とは異なり、警察が直接関与することはありません。</p>	各自の 任意保 険会社 弁護士 法 律 相 談